

(改正後)	(改正前)
<p>3. 復興相談センターの業務及びその流れ (略)</p> <p>(2) 復興相談センターが行う業務の基本的な流れ (略)</p> <p>② 復興再生支援業務 復興相談センターは、相談事業者が復興再生支援の開始要件に該当すると思われる場合、復興再生支援の第二次対応を開始する。 復興再生支援業務の業務手順は「5. 復興再生支援業務」のとおりとする。 なお、復興再生支援業務は、必要に応じて、<u>支援業務部門の統括責任者又は統括責任者補佐から補助を受け、又はその実施を囑託することができる。</u> (略)</p> <p>④ モニタリング業務 復興相談センターは、必要に応じて、債権買取支援業務又は復興再生支援が完了した後の相談事業者の計画達成状況等について、モニタリングを行う。 モニタリング業務の手順は「5. 復興再生支援業務」又は「6. 債権買取支援業務」の該当箇所のとおりとする。 なお、モニタリング業務は、必要に応じて、<u>支援業務部門の統括責任者又は統括責任者補佐から補助を受け、又はその実施を囑託することができる。</u></p>	<p>3. 復興相談センターの業務及びその流れ (略)</p> <p>(2) 復興相談センターが行う業務の基本的な流れ (略)</p> <p>② 復興再生支援業務 復興相談センターは、相談事業者が復興再生支援の開始要件に該当すると思われる場合、復興再生支援の第二次対応を開始する。 復興再生支援業務の業務手順は「5. 復興再生支援業務」のとおりとする。 なお、復興再生支援業務は、必要に応じて、<u>支援業務部門に移管することができる。</u> (略)</p> <p>④ モニタリング業務 復興相談センターは、必要に応じて、債権買取支援業務又は復興再生支援が完了した後の相談事業者の計画達成状況等について、モニタリングを行う。 モニタリング業務の手順は「5. 復興再生支援業務」又は「6. 債権買取支援業務」の該当箇所のとおりとする。 なお、モニタリング業務は、必要に応じて、<u>支援業務部門に移管することができる。</u></p>

(略)

5. 復興再生支援業務

(略)

(2) 復興再生支援（第二次対応）

(略)

- ② センター長は、必要に応じて、支援業務部門に確認の上、復興再生支援業務について支援業務部門の統括責任者又は統括責任者補佐から補助を受け、又はその実施を嘱託することができる。この場合であっても、支援業務部門の統括責任者又は統括責任者補佐は、本要領に従って復興再生支援業務をそのまま継続して実施する。

(略)

(6) 復興再生支援が完了した案件のモニタリング

モニタリング業務の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施要領 4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。この場合においては、(2)において定めるほか、「支援業務部門」を「復興相談センター」、「2. 再生支援（第二次対応）」を準用した支援」を「本要領「5. 復興再生支援」を準用した支援」と読み替える。

また、センター長は、必要に応じて、支援業務部門に確認の上、モニタリング業務について支援業務部門の統括責任者又は統括責任者補佐から補助を受け、又はその実施を嘱託することができる。この場合であっても、支援業務部門の統括責任者又は統括責任者補佐は、本要領に従ってモニタリング業務をそのまま継続して実施する。

(略)

(略)

5. 復興再生支援業務

(略)

(2) 復興再生支援（第二次対応）

(略)

- ② センター長は、必要に応じて、支援業務部門に確認の上、復興再生支援業務を支援業務部門に移管させることができる。この場合であっても、支援業務部門は、本要領に従って復興再生支援業務をそのまま継続して実施する。

(略)

(6) 復興再生支援が完了した案件のモニタリング

モニタリング業務の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施要領 4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。この場合においては、(2)において定めるほか、「支援業務部門」を「復興相談センター」、「2. 再生支援（第二次対応）」を準用した支援」を「本要領「5. 復興再生支援」を準用した支援」と読み替える。

(略)

6. 債権買取支援業務

(略)

(2) 債権買取支援（第二次対応）

(略)

(ウ) 事業計画案の作成支援及び検証

債権買取支援担当者は、(3)に定めるところに従い、相談事業者に関する事業計画案の妥当性について確認する。

また、被災状況等により相談事業者が事業計画案を作成することが困難と認められる場合については、事業計画案の作成を支援するものとする。

なお、事業計画案の作成支援及び検証においては、必要に応じて外部専門家を活用することができる。

(略)

(10) 債権買取支援が完了した案件のモニタリング

復興相談センターは、債権買取支援が完了した案件について、必要に応じて、モニタリングを行う。

モニタリング業務の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施要領 4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。この場合においては、「支援業務部門」を「復興相談センター」、「主要債権者」を「主要債権者及び債権買受機関」、「再生支援」を「債権買取支援」、「相談企業」を「相談事業者」、「2. 再生支援（第二次対応）」を準用した支援」を「本要領「6. 債権買取支援」を準用した支援」と読み替える。

また、センター長は、必要に応じて、支援業務部門に確認の上、モニタリング業務について支援業務部門の統括責任者又は統括責

6. 債権買取支援業務

(略)

(2) 債権買取支援（第二次対応）

(略)

(ウ) 事業計画の検証

債権買取支援担当者は、(3)に定めるところに従い、相談事業者に関する事業計画の妥当性について確認する。また、被災状況等により相談事業者が事業計画を作成することが困難と認められる場合については、事業計画の策定を支援するものとする。

(略)

(10) 債権買取支援が完了した案件のモニタリング

復興相談センターは、債権買取支援が完了した案件について、必要に応じて、モニタリングを行う。

モニタリング業務の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施要領 4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。この場合においては、「支援業務部門」を「復興相談センター」、「主要債権者」を「主要債権者及び債権買受機関」、「再生支援」を「債権買取支援」、「相談企業」を「相談事業者」、「2. 再生支援（第二次対応）」を準用した支援」を「本要領「6. 債権買取支援」を準用した支援」と読み替える。

任者補佐から補助を受け、又はその実施を嘱託することができる。
この場合であっても、支援業務部門の統括責任者又は統括責任者
補佐は、本要領に従ってモニタリング業務をそのまま継続して実
施する。